

## 新町紡績所の払下げ過程再考

谷川 みらい

### はじめに

新町紡績所は、群馬県新町駅に設置された日本初の絹糸紡績所であり、埴国勧業博覧会に出張した際に屑糸紡績の方法を学んだ佐々木長淳などを担い手として、明治十年十月に開業式が行われた。<sup>(1)</sup> 外国に安値で輸出されていた屑糸・屑繭を原料とし、西京・東京・桐生等の国内織物業向けに絹紡績糸を製造した同所は、開業間もない十年度こそ大きな欠損を出したが、その後十三年度までは順調に利益を増やしていた。<sup>(2)</sup>

明治十三年五月、大隈重信は「工場払下概則」を起草し、同年十一月五日に無修正で成立した。十一月二十六日には内務省が自ら主管する富岡製糸所・新町紡績所・千住製絨所の払下げにつき広告を出す。新町紡績所は、当時払下げに出された中でほぼ唯一収益をあげていた官営工場であり、四組もの払受出願を得た。しかしその時には払下げ

に至らず、明治二十年に三越得右衛門に払下げられた。<sup>(3)</sup>

工場払下げに関しては、小林正彬氏による『日本の工業化と官業払下げ』が基本文献である。ただ、新町紡績所に関しては、同書は簡単に触れるにとどまっておらず、同氏が後に執筆された論文「新町紡績所の払下げ」<sup>(4)</sup>で払下げ過程の分析が行われた。しかし、同論文は各払受け出願者の性格を深く掘り下げたものとは言えない。従って、政府の払下げ先決定の論理についても、再考の余地があるように思われる。

小林氏の論文は、三越への払下げが実現した明治二十年の過程にも簡単に触れているものの、専ら明治十三～十四年の過程を紹介したものである。よって本稿では、第一節で十三～十四年の過程を振り返り、同論文の問題点を指摘する。第二節で、この時の出願者と政府の意思決定について掘り下げて考察する。以上の考察を踏まえ、第三節で明治二十年の払下げ過程についても簡単に検討を加える。

## 第一節 明治十三〜十四年の払下げ失敗

### (一) 史料の概要

まずは、国立公文書館所蔵「公文録」中の「上州新町屑糸紡績所払下ノ件」<sup>(5)</sup>により、政府が明治十三〜十四年に払下げを試み、結局実現しなかった過程を通観しよう。この一件の冒頭にあるのが、明治十四年六月十三日に農商務卿河野敏謙から太政大臣三条実美に宛てられた「上州新町屑糸紡績所払下ノ義ニ付上申」で、ここには「本場ハ勝山宗三郎へ払下候方至当」という農商務省の判断が述べられている。以下、この上申書の付属文書が続く。

まず、内務省が明治十三年十一月二十六日に出した富岡製糸所、新町屑糸紡績所、千住製絨所の払下広告がある。なお、農商務省は十四年四月七日に成立し、新町を含む内務省の官業を引き継いだ。<sup>(6)</sup>次に、明治十四年六月付で、農商務省工務局長河瀬秀治より、勝山宗三郎・中村碌郎・橋本弥作に向けて、払下げに伴う命令書案がある。その後、払受け請願人の願書が続く。【表一】に示した通り、橋本・中村・勝山↓青木・野口↓新井・松本↓町田・原↓新井・松本他の追願↓橋本・中村・勝山の追願の順である。それぞれ、群馬・埼玉県令、東京府知事、またはその代理が内務卿松方正義に請願人があった旨を上申し、その付属文書として各人の請願書が続いている。最後に、明治十四年八月二十五日付の太政官の決裁文書、同八月二十三日付の会計部主管参議の意見がある。結局、太政官会計部作成の「上申ノ趣、払下代価不相当ト看認候条、建物機械等現今ノ価格詳細調査ノ上、払下約定按取調更ニ伺出ヅベシ」という指令案が、八月三十日に決裁されて

いる。

### (二) 四組の出願

以下、時系列で経過を述べる。【表一】でまず目を引くのは、新井・松本が十一月二十六日、つまり払下げ広告と同日に出願していることである。<sup>(7)</sup>群馬県令楢取素彦代理、群馬県大書記官森醇は、請願を取り次ぐ上申書の中で、彼らについて「予テ新町屑糸紡績所ノ儀ニ付出願有之、已ニ本年九月中勸甲第十一号ヲ以、願人身元ノ調査并其事由ヲ具シ開申致シ置候」と述べているので、広告前から払下げを願っていたところ、実際に払下げられることになったので速やかに出願したということであろう。九月の勸甲第十一号は、残念ながら見当たらない。

「群馬県下有志総代」を名乗る新井・松本の背景については次節で述べるが、出願の動機にあたる部分は以下の通りである。

私共儀、従来養蚕製糸ノ業ニ従事罷在候処、〔中略〕系作長男新井領一郎ヲ米国ニ派遣シ、内外ノ情実ヲ照考シ偏ニ貿易品ノ増加ニ熱心罷在候処、生皮苧・出穀繭等ト称スル屑物ニシテ、生糸ニ属スル物品ノ産出モ夥多ノ数ニ候工共、其輸出スルヤ元質ノ儘ニシテ更ニ人巧ヲ加ヘズ、故ニ格外安価ニ買取セラレ、巨万ノ金円ヲ以テ空シク海外ニ抛擲セシムルハ遺憾ノ至リニ付、米国紡績所等ノ景況モ聞知仕、是非共着手加巧仕度、年来心痛罷在候

米国向け生糸輸出の先駆者である新井領一郎を送り出した者として、生皮苧や出穀繭が安価に輸出され、外国で加工されている状況を知り、

【表一：明治13～14年出願者一覽】

出願者	住所	出願日	代価・支払方法	営業ニ属スル物品	
群馬県下有志惣代					
新井系作	群馬県南勢多郡下田沢村	M13. 11. 26	金15万円、向15ヶ年賦返納	相当代価ヲ以テ即納	
松本源五郎 精糸原社社員	群馬県東群馬郡前橋町				
※上記の追願					
群馬県下十四郡有志惣代					
新井系作	群馬県南勢多郡下田沢村	M14. 2. 16	金15万円、内1万5千円即納、残金は向14ヶ年賦返納		
松本源五郎	群馬県東群馬郡前橋堀川町				
星野耕作	群馬県南勢多郡水沼村				
真下珂十郎 村勸業委員	群馬県碓氷郡原市村				
武藤幸逸	群馬県山田郡竜舞村				
繭糸改良会社社中惣代					
久野小作	群馬県東群馬郡前橋曲輪町	M13. 12. 10	金15万円、内1万円即納、残金は向14ヶ年賦返納		
宮崎有敬	群馬県佐位群伊与久村				
橋本弥作	群馬県山田郡下新田村				
中村稼郎	東京府浅草区須賀町 願書には「静岡県平民」とある	M14. 2. 24	条件変更なし		
勝山宗三郎	群馬県群馬郡前橋本町				
※橋本・中村・勝山の追願					
町田徳之助	東京府浅草区黒船町	M13. 12. 14	金15万円、向20ヶ年賦返納		
原六郎	東京府京橋区築地	M13. 12. 15	金19万円、向25ヶ年賦返納		
青木伝次郎	埼玉県比企郡小川村				
野口宣鏡	埼玉県比企郡青山村				

「上州新町屑糸紡績所払下ノ件」中の各願書及び農商務省作成の一覽表を参考に筆者が作成

心痛していたという。願書はさらに政府による新町紡績所設立の意義を高く評価した上で、「近来内国ノ需用ニ消費スル生糸ノ高ハ莫大」であるので国内需要は紡績糸で代用して「良好ノ生糸ハ一切貿易ノ具」とするために自分たちも絹糸紡績工場を作ろうかと思つたが、近隣に複数の工場があつては原料価格が値上がりするし資金も豊かではないので、新町紡績所の払下げを願いたいとする。公益の事業を自分たちが担いたいという意欲が強調された願書である。払下げ代価は十五万円で、「御払下御引渡シノ月ヨリ起算シ、壹ヶ年金壹万円ヅ、向拾五ヶ年ニ皆納ノ積ニシテ無利子」「営業用有品ノ義ハ至当ノ代価ヲ以」即納としている。官営工場の払下げに際して営業資本金を一括上納させ、興業費は年賦上納させることは「工場払下概則」で定められており、四組ともこの規定に則っている。

次に提出されたのは十二月十日付の、橋本・中村・勝山の願書である。代価はやはり十五万円だが、「御払下ノ節、金壹万円即納仕、残金拾四万円ハ向十四ヶ年賦ヲ以テ、毎年金壹万円宛上納」とあるので、完納までの期間は新井・松本より一年短い。願書の中では、以下の部分が目される。

私共儀、兼々紡績業篤志ニ御座候処、就中勝山宗三郎義ハ、去ル明治十年中新町紡績所御開業以來精糸売捌キ方奉務罷在候処、當時該糸ノ効用未ダ世上ニ伝播セズ、売先キ壅塞ノ際ニ臨ミ困難ノ折柄、百折不撓ノ精神ヲ以テ百方尽力、傍ラ練染方法ヲモ研究仕、漸ク近来ニ至リ荐リニ声価ヲ得、随テ価格ヲ上騰セシメ遂ニ今日盛境ニ立至リ、最早売先キノ目途モ確ト相立、殊ニ当年毎月数回該所へ出入仕候事故、工業ノ順序ヨリ仕入ノ得失ニ至迄粗相弁居

候

これによれば、勝山宗三郎は新町紡績所開業以来、製品販売を請け負っており、製造過程にも相当程度かかわっていたのである。小林氏は、この願書について「精神的な内容に終始しており、後述の払受希望者〔新井・松本など―谷川註〕の払下願よりも著しく劣っている」と評価するが、各願書を通読すると新町紡績所の日常的な業務に最も深くかかわっている印象を受けるのは勝山らである。

新井・松本の願書で、森書記官は彼らの身元についてすでに上申の通り確かな者だとし、詳しく述べていなかったが、勝山宗三郎・橋本弥作については、森は以下のような推薦文を書いている。

右宗三郎義ハ従来製糸ノ事業相営居、該所御開設以来紡績所ノ売捌キ方ニ尽力シ、傍ラ精糸ノ練染方法等モ研究罷在、身元相応ノ者ニ有之、且弥作ナル者ハ管内有名ノ生糸商ニテ、現ニ桐生地方機織ノ原糸ハ過半数ノ売込ヲ占有シ、現業応分ノ身元ニテ、兩人トモ既ニ其成績モ相顕レ、事業ノ信用ヲ得候者共ニ付、願意ニ於ケルモ将来該事業ニ適当ノ義ト思量候

なお、前述の通り新町の製品は基本的に国内向けであり、桐生も販売先の一つであった。「桐生地方機織ノ原糸ハ過半数ノ売込ヲ占有」していたという橋本の実績も、やはり評価に値するものであったと言える。

残り二組は有力な候補とはならないが、簡単に確認しておこう。明治十三年十二月十四日付の、町田徳之助・原六郎の願書で、動機にあ

たる部分は以下の通りである。

先年新町紡績所御設置以来、該所ニ於テ御製造紡績糸使用ノ道末ダ開ケザル時、私共織物并縫糸二種々ノ試験ヲ為シ、尔来東京ハ勿論各地方ニ需用ノ道ヲ開キ、現今漸ク其損失ヲ聊カ償場合ニ至リ候

新町製品の販売に尽力してきた実績を強調する点で、勝山らの願書に近い。ただ、条件は十五万円二十ヶ年賦としており、完納までの期間がやや長い。払受ければ、資本金五万円です。「新町精紡会社」という新会社を立ち上げるといふ。東京府知事松田道之の上申書では町田・原の二人について「右六郎儀ハ予テ製糸又ハ糸類売買ニ志シ、徳之助儀ハ現今専ラ糸類商業ニ従事到〔致カ〕『群馬県史』註」居、且両名トモ資産ヲ所有シ身元確實ニ相聞候」と述べている。原六郎はこの後明治十六年に横浜正金銀行頭取になるが、この頃すでに第百国立銀行と東京貯蓄銀行を創立している銀行家である。<sup>12</sup>十年と二十三年に富岡製糸場の払受けも試みているが、いずれも失敗している。<sup>13</sup>町田徳之助は『日本商工人名録 第二版』（明治三十一年）に絹糸、綿糸卸小売商「藤田屋」として名前が見え、<sup>14</sup>上申書の通りである。町田は明治二十年に再度払受けを試みることになる。

翌十二月十五日付の青木伝次郎・野口宣銳の出願は非常に簡潔なもので、払下条件は十九万円二十五ヶ年賦としているが、出願の動機については何も書いていない。青木・野口の人物像については、願書に「平民農」とあり、埼玉県令白根多助代理埼玉県大書記官吉田清英の上申書に「相応基業ノ者ニ有之、年賦上納金ニ差支候者ニ無之候」と

あるのみで、一件書類を読む限りでは詳細不明である。

内務省の広告によれば、出願の期限は明治十四年一月三十一日であった。ところが二月十六日、新井・松本らは追願を提出する。価格を十五万円とする点は変わらないが、一万五千円を即納、残金は十四ヶ年賦で返納としており、当初の願書（十五万円、十五ヶ年賦）よりも政府側に有利な条件になっている。また勝山らの条件（十五万円、内一万円即納、残金は十四ヶ年賦返納）よりも、即納金五千円分だけ有利な条件を出している点に注意が必要である。この追願では願人の数が大幅に増えている。「群馬県下十四郡有志惣代」として新井・松本および星野耕作・真下珂十郎・武藤幸逸、「繭糸改良会社社中惣代」として久野小作・宮崎有敬が連署している。条件を変更した理由については、次のように述べている。

紡績ノ元資ニ供スル屑物ノ如キ、改良会社中ニ於テ生皮苧ト称スルノ類一万二千余貫ヲ出スベキ、出殻繭ノ類ヲ出ス又四千〇〇〇〔ママ〕貫ニ下ラザルベシ。〔中略〕上陳ノ如クナルヲ以テ、元品買入ニ付テハ一点ノ苦慮モナク、各自所有ノ屑物ヲ以テ一時價格ヲ定メ携出致シ、加巧売却ノ上決算代価ヲ払渡スモノトスルニ付、是レガ為メニ資金ヲ要セザルヲ以テ〔中略〕経営誠ニ容易ノ事ト見込居候

繭糸改良会社の詳細は次節で触れるが、同社に加盟する各製糸業者が製糸の過程で出す屑糸類を集めれば新町の原料として十分であるので、経営は容易であるとする。繭糸改良会社加盟各結社・製糸所の生皮苧・出殻繭産出額を列挙して集計した表も添付してあり、かなり説得

的で、払受けへの強い意欲が感じられる。最初の願書でも「群馬県下有志総代」を名乗っていたが、追願では「御聞届ノ上ハ、該御場所ヲ以テ群馬県下十四郡有志者一同ノ共用ニ備置キ」と書くなど、地元群馬県の代表であることがさらに強調されている。

二月二十四日、橋本・中村・勝山も追願を行うが、条件の変更はない。「新町紡績所維持方法」と題してより詳細な経営計画を示しつつ、出殻繭は七・八月の間に一年分を仕入れなければ良品を得られず、そのためには三・四月中に養蚕家に買入の予約をしたり資金の貸与を行ったりしなければならぬとして、「願ノ趣一日モ早ク御聞済相成候様仕度」と願っている。勝山が新町製品の販売および練染方法の研究にあたったことは先の願書で示されていたが、明治十二年時点で新町紡績所と富岡製糸場の原料供給も担当していたことは他史料に見え、実務を担ってきた者であることを改めて印象付けたともとれる。<sup>15)</sup>

### (三) 政府の判断

以上が出願の全てである。この件に対する政府の対応は極めて遅かった。前述の通り四月七日新設された農商務省に新町紡績所も移管され、それから二ヶ月経った六月十三日に農商務省は払下先を勝山らに内定し、太政官に上申した。農商務省の判断の根拠を示す部分は次の通りである。

埼玉県下青木伝二郎外名ノ分ハ払受金高他ニ超越セルモ、其返納ノ年限殊ニ永ク、東京府下原六郎外名ノ分モ、返納年限ハ猶武拾ヶ年ニ涉ラント望ムノミナラス、一ハ年賦上納ノ差支ナキト云フニ止マリ、一ハ是迄屑糸売捌ノトヲ取扱ヒシヲ以テ、更ニ

一個ノ会社ヲ組立而シテ之レヲ引受タシト云フニ過ザレバ、未ダ以テ該業ヲ將來ニ擴張セン」ヲ託スベキニ足ラズ。独リ群馬県下勝山宗三郎外式名、及び同県下松本源五郎外式名ノ分ハ、払受金高及其返納ノ年限モ相応ナラザルニアラズ、且同人等ハ從來ノ生糸商ニシテ其販路モ広ク、加ルニ屑糸紡績ノ業ヲ盛ナラシメン」ヲ尽力シ、常ニ該所ニ出入、工業ノ順序ヨリ仕入ノ得失等ヲモ略了得イタシ居候者ニ有之。尤松本ハ更ニ壹万五千円ヲ即納シテ、其残額ヲ十四ヶ年賦ニ返納セン」ノ追申アリト雖モ、既ニ広告期限ノ后ニ在レバ其効アルモノト難認ニ付、本場ハ勝山宗三郎へ払下候方至当ト存候。

まず、青木・野口および町田・原の分は返納期限が長すぎるとし、かつ青木・野口の分は「年賦上納ノ差支ナキト云フニ止マリ」、町田・原の分は「是迄屑糸売捌ノ」ヲ取扱ヒシヲ以テ、更ニ一個ノ会社ヲ組立而シテ之レヲ引受タシト云フニ過<sup>16</sup>ぎないとして退ける。新井・松本らおよび勝山らについては一括して「從來ノ生糸商ニシテ其販路モ広ク、加ルニ屑糸紡績ノ業ヲ盛ナラシメン」ヲ尽力シ、常ニ該所ニ出入、工業ノ順序ヨリ仕入ノ得失等ヲモ略了得イタシ居」としているが、この評価は勝山らに対しては適切でも、特に後半部分は新井・松本らには当てはまらないと思われる。新町紡績所に日常的に出入りした実績が新井・松本らの請願書や上申書に書かれたことはなかった。ともかく農商務省は、出願期限までに提出された願書のみによって判断すれば勝山の方が返納方法の条件が良いことから、勝山らへの払下げが適当と判断する。しかし前述の通り、太政官は八月三十日になって、「上申ノ趣、払下代価不相当ト看認候条、建物機械等現今ノ価格詳細

調査ノ上、払下約定按取調更ニ伺出ヅベシ」という決定を下すのである。

「上州新町屑糸紡績所払下ノ件」一件書類は以上で終わるが、その後の経過は明治二十年、三越得右衛門への払下げにあたって農商務省が閣議に提出した文書中の「新町紡績所払下沿革該梗<sup>17</sup>」から窺える。太政官の指令を受けて、農商務省工務局長はまず勝山に条件引上げを求めたが勝山は応じず、次に新井・松本グループの代表として呼ばれた宮崎有敬はこれに応じて、払下代価十五万円の内一万五千円を即納し、残金を十二ヶ年賦で上納すると申し出た。そのため彼らに払下げの方向で進行したが、群馬県内の金融逼迫のため困難になり、明治十六年一月十二日に猶予を申し出るに至った。工部省所管深川セメント製造所の例に倣って貸下げてほしいとの願書も出されたが、これは農商務省のレベルで却下され、新井・松本・宮崎らの払下願書は同年八月三十一日に取り下げられて、この件は立ち消えになってしまった。

#### (四) 二つの疑問

以上の過程を見渡すと、二つの大きな疑問が生じる。第一に、同じく地元群馬県からの出願者である勝山らと新井・松本らはなぜ協力せず<sup>18</sup>に争うのかという点である。特に新井・松本らは、勝山らが後から出願した事実とその条件を知り、それよりもわずかに良い条件で追願したように見える。

第二に、農商務省が勝山らを選び、太政官が再伺いを命じる形で実質的に払下げを頓挫させるといふ一連の過程の背景である。決裁された指令の前提となった、会計部主管参議による意見は次の通りである。

別紙農商務省上申上州新町屑糸紡績所払下ノ儀ヲ按ズルニ、払下ヲ請願スル者四、五口有之、其払受ケントスル代価拾五万円ヨリ拾九万円ノ間ニ在リ、該省ノ見込モ此額ヲ以テ相当トセリ。然ルニ該省原価ノ見積タル一昨十二年ニ成リタル者ノ由ニテ、且ツ紡績ノ機械ハ悉ク外国ノ製品ニ係ルニ、其見積算漫然トシテ銀紙ノ差額ヲ見ル所ナキ等、要スルニ原価ノ計算方其当ヲ得ズ、況ヤ該場ノ払下ヲ請願スル者尚ホ追々輩出スル趣ナレバ、払下価格ヲシテ若干大ナラシメ然ルベシ。

つまり、勝山らへの払下命令書案に付属していた農商務省による評価額見積（現在価格十五万円、内興業費十四万円、営業費一万円としている）を批判し、今後さらに払受希望者も出るだろうから、より高い価格で払い下げるべきだというのだ。鈴木淳氏が指摘するように、「銀紙ノ差額」つまり新町紡績所開設時に外国から機械を輸入して以来の紙幣価値の下落は無視しえないもので、その点では太政官の批判は正当であるが、「該場ノ払下ヲ請願スル者尚ホ追々輩出スル風ナレバ」という判断は楽観的に過ぎるし、期限を設けて請願者を募る「工場払下概則」の趣旨に反しているように思える。

小林氏は、『日本の工業化と官業払下げ』で示された官業払下げの第一段階「国庫資金の回収が目的」、第二段階「事業の継続可能者」への指名」という整理の中に上記の顛末を位置付けて、「農商務省が勝山宗三郎を最適な払受人物であると考えたのは、勝山のグループが生糸商であり、新町に常時出入りしているという経験者としての「能力をもみた」<sup>21)</sup>、つまり第二段階的な視座に立っていたのに対し、会計部主管参議は第一段階的な発想で「より高く売りつける」ことが可

能と判断し、払下げをペンディングすることが政府の方針となったとする<sup>22)</sup>。しかし、ちょうどこのころ新町紡績所は資金難に陥り、太政官に営業資金の貸与を求める伺いを提出して、払下げの再伺指令決裁後、十月十五日に聞届けられる<sup>23)</sup>。国庫資金の回収を目的とするのであれば、直ちに払下げの方が明らかに合理的である。太政官が農商務省の判断を否定する理由が他にも存在するのではないかという疑念がぬぐえない。

次節では、先行研究に学びながら第一の疑問、すなわち勝山らと新井・松本らの関係性について論じ、その上で第二の疑問、すなわち農商務省のレベルでは勝山に内定しながら再伺い命令に転じた政府の意図について推測を行う。

## 第二節 群馬県内対立と政府

### (一) 上毛繭糸改良会社と上毛物産会社

勝山、新井、松本らについては、新町紡績所払下問題に関連付けた指摘こそないものの、かなり詳細に研究されている。管見の限り最も早くかつまとまった研究は、『横浜市史』における海野福寿氏の執筆範囲である。その他いくつかの先行研究や史料によって補いつつ、彼らの人物像および関係性についてまとめてみよう。以下、『横浜市史第三卷上』<sup>24)</sup>による記述は本文に頁数のみ記し、その他の文献による記述には註をつける。

勝山宗三郎は、前橋の糸商人であり、群馬県内の生糸をまとめて横浜の生糸売込商に販売する大仲買人である（四九九頁）。明治二年、前橋藩が横浜に藩営生糸売込問屋敷島屋庄三郎店を設立する際には、

藩士である速水堅曹、鈴木晶作と共に実務にあたるなど、<sup>(25)</sup>前橋藩との結びつきが強く、廃藩置県後も八年に勸業寮から大渡製糸場（別名前橋製糸場、五〇九頁）の払下げを受けたり、前述の通り富岡製糸場と新町紡績所への原料納入を担当したりと、<sup>(26)</sup>御用商人として活躍した。九年の第二次群馬県（県令楯取素彦）設置時に県庁が高崎に置かれると、同じく大生糸商人である下村善太郎らとともに前橋への移転運動を起こして多額の寄付を行い、十四年二月に至って実現させた経歴も持つ。<sup>(27)</sup>

一方、新井・松本らの願書に登場した人々のうち、松本源五郎・星野耕作・久野小作・宮崎有敬は、上毛繭糸改良会社の株主である。<sup>(28)</sup>同社の頭取であった星野長太郎は水沼村の豪農であり、明治七年に器械製糸工場水沼製糸所を設立した（五〇八頁）。九年、長太郎は佐藤百太郎に米国での生糸直売を依頼し、実弟新井領一郎を随行させた（六九〇頁）。新井領一郎の養父が系作である。<sup>(29)</sup>十年、長太郎は水沼村内の四十戸で亘瀬組という製糸結社を作り、各戸の製出する座繰製糸を再繰して米国に送り、利益をあげることに成功する（六九〇頁）。

同年、前橋の士族による座繰製糸組合や亘瀬組など六組（後に七組）で構成された組合「精糸会舎」（後に「精糸原舎」と改称）が結成された。明治十三年三月には、前橋で「上毛繭糸改良会」が結成される（六九四〜六九五頁）。会員は、精糸原舎に加盟した「桐華組」の代表者深沢雄象を筆頭に、勝山宗三郎、下村善太郎、松本源五郎、星野長太郎、宮崎有敬などで、座繰を中心とする製糸結社の代表者と、前橋糸商人を共に含んでいる。<sup>(30)</sup>同会は、月一回集会を開いて種々改良の方法を協議するという、協議会的な性格にとどまっていた（六九五頁）。

星野長太郎、宮崎有敬らは、直輸出生糸に対する荷為替取組の交渉に奔走し、第三十三国立銀行との関係を構築、十三年六月一日に同行前橋支店の開設を見た（六九六頁）。八月、伊香保温泉に来ていた参議井上馨と面会し、さらに長太郎は上京して井上と参議大隈重信を訪ね、会社設立資金百万円の貸与を求め、<sup>(31)</sup>確約は得られなかったが、十月二十日上毛繭糸改良会の集会で「上毛繭糸改良会社」の設立を決定、創立準備を開始した。十一月三日には直輸出論者で大蔵省御用掛の前田正名が第三十三銀行支配人種田誠一らを伴って来橋し、楯取県令や星野長太郎の前で「大蔵省ヨリ何月何日ヲ期シ何十萬円ノ金額ヲ貸与スベキノ確命ハ承知シ来ラザリシモ、無論七十萬円位ハ政府ヨリ貸付相成べく信ズルナリ」等と発言する。十一月八日、創立委員松本源五郎・星野耕作・宮崎有敬は楯取県令宛に会社設立願を提出し、十二日許可を得、二十二日には定款を決定する。<sup>(32)</sup>株主になる者は、各自の地券を第三十三国立銀行に根抵当として預け入れ、これによって株金を充当した（六九七頁）。

この時連署した株主には、改良会の会員であった勝山宗三郎や下村善太郎が含まれない。<sup>(34)</sup>前橋生糸商人らは、この時改良会社と軌を一にせず、別に「上毛物産会社」を設立したのである（六九八頁）。同社は下村・勝山や、勝山と共に新町払下げを願っていた中村碌郎などを発起人として十四年三月に仮趣意書が書かれ、同年六月十五日に営業を開始した。<sup>(35)</sup>社長は勝山源三郎だが、源三郎と宗三郎はそれぞれ勝山家の本家と分家の当主で、従兄弟同士である。<sup>(36)</sup>株主には、中村碌郎を筆頭に、同じく勝山宗三郎と共に新町払下げを願った橋本弥作、<sup>(37)</sup>最有力の横浜生糸売込商である茂木惣兵衛・原善三郎（五八七頁）、さらに中村道太・早矢仕有という福沢諭吉・丸善関係の人物が含まれる。



中村道太は、取引銀行として唯一挙げられている第八国立銀行<sup>(39)</sup>の創立に尽力した人物で、この時期には横浜正金銀行の頭取を務めている(十三年二月〜十五年七月)<sup>(40)</sup>。上毛物産会社の業務は荷為替取組・貸付・割引等の銀行業務、および直輸出、生糸等の受託販売等であり、順調に発展した(五〇一〜五〇三頁)。豊かな資力が背景にあろう。

一方、上毛繭糸改良会社は、製糸・養蚕に対する事業資金貸付を行いつつ(七〇〇頁)、直輸出商社同伸会社の手を経て直輸出を展開したが<sup>(42)</sup>、設立後間もなく資金難に陥った。十四年に入ると、前田正名は出張で不在となり、「政府ハ直輸出荷為替等ニ対シ格別奨励ノ御趣意ニ之レ無キ様ニ申聞ラレ、前年御内諾ノ資金七拾万円貸下ノ一事ハ全ク消滅」したように感じられる状況下、社員らは「横浜生糸仲買商ハ前橋ニ上毛物産会社ヲ設立シ、専ラ横浜売ノ荷物ニ向テ内地荷為替ニ貸付ヲナシ、其原質ハ正金銀行ニ在リ」という情報を聞いて騒然とする。

専ラ改良ヲ旨トシ海外直輸ヲ謀ルニ於テハ、資金換流モ自ラ遅緩ニ属スレバ、尋常横浜売ノ輩ヨリモ特別ノ保護コソアルベキニ、却テ之レニ反シ浜売ニ保護ヲ与ヘラル、トキハ、世ノ生産者ハ浜売ノ捷徑ニシテ己レニ便ナルヲ悦ブベク、果シテ然ラバ何ヲ苦ンデカ改良直輸ノ迂路ヲ守ル者アランヤ、仮令正金銀行ハ浜売・仲買等ニ私スル所アラントスルモ、政府ハ断然之ヲ停止シテ可ナリ、否ラザレバ海外直輸者ニ向テ何ゾ資金ヲ貸与セザル、況ンヤ改良会社ノ如キハ政府ヨリ資金貸下ゲノ許諾アリシヲ以テ開設シタルモノナルオヤ

以上のような意見が噴出する<sup>(43)</sup>。上毛物産会社への敵意、得られるはずだった政府の保護が得られない不満が明瞭に表れている。株主らは会社が倒産すれば農地を失うのだから当然である。そこで代表者はたびたび大隈・佐野常民・前田らと談判して正金銀行からの新規貸付や返済猶予の措置を得、かろうじて営業を継続した<sup>(44)</sup>。

## (二) 明治十三年後半から十四年前半の対立激化

さて、勝山らと星野・宮崎・松本ら(以下「星野ら」と書く)の対立は、先行研究では旧来流通を支配してきた大仲買人と、商人から徐々に自立して組合を組織し、さらに政府の奨励に反応して直輸出を目指す生産者の対立として描かれてきた<sup>(45)</sup>。筆者もこの見方に異存はない。ただ、以上の記述からも明らか通り、両者は常に対立していたわけではない。上毛繭糸改良会や同伸会社では協力していたし、星野・勝山両家は親戚であって<sup>(46)</sup>、明治十年頃から座繰改良に関する情報共有があった可能性も指摘されている<sup>(47)</sup>。そこで、明治十三年後半から十四年前半という時期に対立が深まる要因を改めて考察したい。

第一の要因は、星野らが上毛繭糸改良会を会社組織に改組し、大々的に荷為替取組を始めたことであろう。同伸会社の浜売り⇨居留地貿易依存度は決して低くなく、その場合同伸会社は横浜生糸売込商と同じ立場であることが指摘されているが<sup>(48)</sup>、勝山が同伸会社と手を組むのは、自身の本業である国内流通と競合しない売込問屋類似の業態と捉えているためと考えられる。一方上毛繭糸改良会社は直接同伸会社に販売するのであるから、勝山ら仲買人の頭を飛び越えることを明確に意図している。勝山は生糸改良に熱心であり<sup>(49)</sup>、外国人ではなく日本人の手で貿易を行うという直輸出の理念に賛同していたから<sup>(50)</sup>、その点で

は星野らと手を組めし、彼らが試験的に米国に生糸を直送する程度なら容認できただろうが、星野らが会社を組織して群馬県内生産者から横浜への生糸流通を取り仕切ろうとすると、袂を分かつたのだと考える。

第二に、開かれたばかりの県会を宮崎有敬<sup>(51)</sup>や星野長太郎・耕作が主導し、彼らの利益を増進すべく攻勢を強めていたことを挙げたい。明治十二年五月に初めて県会が開かれたとき、議長は宮崎有敬、副議長は星野長太郎であった。翌十三年五月の県会では、議長はそのまま、副議長は星野耕作に交代している。橋本弥作や勝山源三郎もこの時県会議員である。この状況は十四年三月の臨時議会においても変わらな<sup>(53)</sup>い。

十三年五月の県会で大きな議題になっていたのは、営業雑種税規則改正増加案であった。その第十三条「製造人職工ト雖モ製品ヲ販売スルトキハ商業ヲ兼スルモノニ付、卸小売ノ区別ニ依リ売品代金ヲ計リ其税ヲ課スベシ」に対し、星野耕作は「但自家養成ノ原品ヲ以テ製作販売スルモノハ総テ課税セズ。尤モ開店シテ販売スルモノハ本条ニ依テ課税スベシ」という但書を加えることを提案し、大多数の賛成を得て可決した。<sup>(54)</sup>自家製の繭によって製糸する生産者は、これによって免税になるであろう。

星野耕作らはさらに、「地方税中営業税雑種税ノ制限ヲ解ノ建議」を行い、議長宮崎有敬の名で内務卿松方正義に提出した。<sup>(55)</sup>明治十一年十二月二十日、太政官布告第三十九号が以下営業税を最大十五円と定めていたことに対するもので、以下のように述べる。

我群馬県ノ如キ他ニ異ナルモノアリ、其異ナル所以タルヤ多クハ

繭糸絹織物等ノ売買業者十ノ八九ニ居リ、譬ハ五十万円ノ資力ヲ有シ商売ヲナスモ極度則十五円ヲ収税シ、又僅ニ四五百円ノ金円ヲ以商売ヲナス者モ一ヶ年ノ売買高ヲ通算スレバ極度ノ税ヲ納メザルヲ得ズ。

群馬県では他県と異なつて繭糸絹織物の売買業者が多く、中には非常に富裕な者もいるが、彼らが制限のためにわずかな税しか支払っていないとして反発している。

星野耕作らは、十四年三月にも同趣旨の建議を繰り返した。この時はさらに、県令に対し「生糸改手数料処分之儀ニ付建議」を提出する。<sup>(56)</sup>『群馬県史』が指摘している通り、勝山源三郎・下村善太郎・勝山宗三郎などを社員とする「生産会社」が、生糸改めを行う特権を利用して手数料を得ていることに反発し、廃止を求めたものである。<sup>(57)</sup>明治六年、政府は粗製濫造対策として生糸取締規則を公布し、全国の生糸改良会社が生糸を一堤毎に検査して手数料として原価の千分の三を得ていたが、製糸業の進歩により明治十年に規則は廃止され、ただ糸の結びに製造人の印を捺せばよいことになった。しかし、「我群馬県ニ於テハ、尚奨励保護ノ主義ニ拠リ更ニ生産会社エ生糸ノ検査ヲ命ジ、乃チ改所ヲ置キ生糸百斤ニ付金壹円五拾銭ノ手数料ヲ收入セシモ、明治十二年ニ至リ内国用生糸ハ百斤ニ付金七拾五銭ヲ收入シ、爾来今日ニ至ル迄依然此方法ヲ施行」していたのである。<sup>(58)</sup>

ちなみに、建議中に「生産会社エ生糸ノ検査ヲ命ジ、乃チ改所ヲ置キ」とあるが、『群馬県史』は生産会社と生糸改所を同一と見ている。<sup>(59)</sup>それを裏付けるのが明治十二年五月十七日の『朝野新聞』記事で、前橋本町にある「生糸改会所」について、前年に社長勝山源三郎などの

出資によって建てられた群馬県第一の建物で、巡幸時の行在所にも選ばれ、私立であるが手数料を取って生糸の検査を行っていることなどが紹介されている。<sup>60</sup> 実は、明治十三年三月結成の上毛繭糸改良会は生糸改会所内で集会や生糸検査を行っていたのだが、十一月に決定した上毛繭糸改良会社定款によれば、同社は別の場所に本社を構え、検査を実施することになっている。<sup>62</sup> この点は先行研究が指摘していないが、上毛繭糸改良会は勝山らが主導する生糸検査に星野らを取り込む試みであったのに対し、星野らはあくまでも自らが主導する検査を打ち立てようとしたのであり、それが両者の決別の一因であったと見ることもできるのではないか。

### (三) 新町紡績所に関する思惑

さて、以上を踏まえて、星野らおよび勝山らがなぜ新町紡績所をめぐって争ったのか、政府がやや不可解な判断を行ったのはなぜか、できる限り推測を加えてみよう。

まず、両者が同所の払受けを目指す理由は、それぞれ十分に存在する。勝山宗三郎は元々同所の原料調達と製品販売を担当し、製造にも一部かかわっていたのだから、別の民間人の手に渡って関わりが絶たれるよりは、自ら経営を引受けて事業を継続しようと考えてるのは自然である。星野らについても、製糸の過程で日々副産物として出る屑糸類を有効に使って事業を展開したいという意図は理解できる。加えて星野らの場合、新町紡績所を払受けることによって、政府の保護が自らにあるということを上毛繭糸改良会社の社員たちに確信させる狙いがあったとも考えられる。

明治十三年九月に行われたという出願については史料が得られない

ので、この時星野らと勝山らが協力していたかどうか不明であるが、時期から考えると井上馨の来橋時か、その後星野長太郎が井上馨や大隈重信に会社設立資金貸与を求めたため上京した時に話が出たのではないだろうか。勝山らと袂を分かった星野らが政府の保護を確信しつつ上毛繭糸改良会社を設立すると、直後に払下げ広告が出たので、新井系作・松本源五郎の名義で即座に改めて出願した。準備があったとは言え事前に広告日を知らなければ当日の出願は困難であろうから、何らかのルートで事前に情報を得ていた可能性が高い。

その後勝山らが出願することから、新井・松本の最初の出願よりもわずかに好条件を出していることから、新井・松本の出願内容を知っていたのかも知れない。さらにその後新井・松本・星野耕作らが再出願するが、ここでは勝山らよりもさらに少しだけ良い条件を提示し、文面も説得力と熱意を増しており、勝山らの出願と内容を知って行っていると見てほぼ間違いない。これに対し、勝山らの追願は実務経験者であることとを印象付けつつも条件の変更はなく、どうしても星野らに勝とうというものではない。

以上の願書が出揃ってから四ヶ月後の六月十三日、この間に新設された農商務省は勝山を選ぶ。小林正彬氏が指摘される通り、「工場払下概則」は資力のある者に払下げて国庫資金を回収する意図を述べたものであったので、農商務省もまずは金額・年賦条件を重視する。さらに「概則」では予定の期限を設定して払受請願人を募ることが定められていることから、期限後の新井・松本・星野らの追願は考慮しないとしている。ただ、「該業ヲ将来ニ拡張セン」ヲ託スヘキニ足るかどうかという「概則」にはなかった観点も導入されている。この観点から勝山らを最上位に位置付けることも可能であったと思うが、あ

えてそうは書かないのだから、農商務省は文面通り勝山らと新井・松本らをほぼ同等と判断しており、期限前に提出された願書におけるわずかな条件の差で勝山に決したと見るべきだろう。新町紡績所を所轄する工務局長の河瀬秀治は、前田正名と並ぶ直輸出論者とされ、明治二十一年には上毛繭糸改良会社の社長に推されたりしているが、前述の通り勝山も直輸出への賛同者としてふるまっているのであり、この時の河瀬は「概則」に則り中立的な立場で判断したのである。

創立間もない農商務省は参議大隈重信の掌握下にあり、卿の河野敏鎌は大隈に極めて近いとされる。河瀬も「明治十四年の政変」で辞任しており、大隈系官僚と目されていただろう。ちなみに前田正名が農商務省に入るのは政変後のことである。

十四年七月三十日から十月十一日にかけて東北・北海道巡幸が行われ、参議では大隈重信・大木喬任・黒田清隆が供奉した。周知の如く、この間に開拓使官有物払下げ事件が盛り上がり、帰京すると大隈は下野する。七月末、『東京横浜毎日新聞』『郵便報知新聞』が開拓使官有物払下げに関しての糾弾を始めた。八月二十一日には供奉中の黒田清隆が東京にいる参議寺島宗則へ書簡を送り、「然る処大印〔大隈―渡辺氏註〕〔十四年三月に急進的な憲法意見を―谷川註〕建白せし後は、弥隠然三菱社後盾とし、福沢を顧問とし、後藤、板垣、副島へも内通し、或は民権不平家を腹中に入れ」云々と述べるほど、大隈への疑惑が高まっていた。

新町紡績所の払下げに関する政府決定の原案を太政官会計部が作成した八月二十三日の時点で、政府中枢は以上のような状況にあった。会計部を担当する参議は大隈重信・寺島宗則・伊藤博文とされているが、東京に残る寺島も伊藤も、大隈と共謀関係にあると噂されている

福沢系の人脈と関わりが深い上毛物産会社の関係者（勝山および中村碌郎・橋本弥作）に、農商務省の判断通り払下げを行うことは避けたかったのではないだろうか。

もう一つ考えられるのは、勝山らに払下げれば星野らはそれを「もはや上毛繭糸改良会社に政府の保護はない」というメッセージとして受け取る可能性が高く、そのような事態は避けたかったというものだ。前述の通り改良会社の社員らは、横浜正金銀行が上毛物産会社に資金を融通しているという噂だけで激しく動揺したのでから、新町払下げ問題で負ければ彼らの絶望は決定的になるだろう。政府も、前田が発言した七十万円の貸下げなどは難しかったようであるが、直輸出奨励をやめたわけではなかった。上毛繭糸改良会社や県会の内情を知る群馬県令の楫取素彦が伊藤などに働きかけたということも、可能性としては考えられる。

八月三十日、決裁書類に連印した参議は伊藤博文・山県有朋・寺島宗則のみであった。星野らと関わりが深かった井上馨もいない中で、払下先を新井・松本・星野・宮崎らに変更するわけでもなく、金額不相応を口実にした再伺い命令という消極的な決定がなされたと考える。

### 第三節 三越への払下げ

#### (一) 払下げまでの過程

以下では、三越得右衛門への払下げが決定するまでの過程を簡単に見ておきたい。前述の通り、結果的に釣り上げられた政府の要求に、勝山らは応じず、宮崎・星野らはあくまでも応じようとするが、資金の問題が解決せず、明治十六年には立ち消えになった。実は興味深い

ことに、明治十五年四月、前橋曲輪町に屑糸紡績所が設立され、十六年時点で松本源五郎が頭取になっている。<sup>(75)</sup> 宮崎有敬日記明治十四年二月三日条には「千住ニアル内務省勸業局製絨所ニ行キ、所長井上省三君ニ面語シ、兼テ約ヲ為セシ繭ノ亀皮糸紡績器械注文方約定ノ事ヲ謀ル〔中略〕外人ト約定ヲ為スモ之レヲ負担スル者ナキハ不都合ナレバ、其負担人ハ大倉組ニ依托ノ方可然トノ事ナリ」とある。確証はないがこの時は新井・松本らが追願を行う前であることから、まだ勝山らの出願を知らず、新町の獲得を確信していたのではないか。新町の払受けを見越し、千住製絨所所長井上省三や同所と関わりの深い大倉組<sup>(76)</sup>の協力を得て絹糸紡績器械を輸入したところ、払受けが困難になったので、新たに工場を設立したのではないだろうか。自ら工場を設立した以上、新町獲得への意欲は減退するであろう。一方勝山宗三郎は、明治十六年に亡くなった。<sup>(79)</sup> 以上のような両グループの状況も、十三年以来の払下計画がといえる背景にあっただろう。

その後は官業としての経営が続くが、明治二十年四月二十八日、農商務大臣山県有朋が「新町紡績所処分件」<sup>(80)</sup>を閣議に提出して三越得右衛門への払下げを主張し、五月十二日に閣議決定した。出願は三越以外に二組あり、概要は【表二】の通りである。十三、十四年の一件と異なる点は数多いが、特に目を引く点は広告を行わなかったこと、そして払下価格、特に土地・建物・機械等固定資本の評価額が低い一方、三越と町田らは分割払いではなく即納することとしていることである。広告を行わない理由は以下のように説明される。

今之ヲ払下ントスルニ当リ先ツ再ヒ公告シテ望人ヲ求ムヘキカ、必ス多人数ノ出願者アルヘシ。然レトモ公告シテ其人ヲ求ムルニ

【表二：明治20年出願者一覧】

出願者	住所	出願日	固定資本	営業資本	付帯条件
三越得右衛門	東京府日本橋区駿河町	M20. 2. 24	金六万円：右ハ…旧公債証書全額ヲ以テ引継ノ際一時上納	29, 275円58銭4厘(材料引継時一時上納)+4万円(M20. 12上納)	
(保証人)西邑席四郎 三井銀行副長	東京府日本橋区駿河町				
※三越の追願		M20. 3. 19	金七万弍千円：右者旧公債証書実額、通貨ニ引直シ金参万五千円引継ノ際上納	相当実価(引継時上納)	
※三越との約定			旧公債証書未償額…其証書額面十万三千百円余ニシテ、其売買時価凡三万四千五百円余	6万4千余円(原料・営業需用品・製糸の評價額を引渡時に査定し現金即納)	・2年で2千錐、10年で計4千錐増設すること(現2, 100錐) ・現在欧州に注文中の機械代価を支払うこと 他
岩崎作太郎	群馬県東群馬郡前橋紺屋町	M20. 2. 28	8万円(20ヶ年賦)	7万円(10ヶ年賦)	
(証人)原善三郎	神奈川県横浜区弁天通				
若林七五郎	東京府本所区本所菊川町	M20. 4. 5	3万3千円(即金)	相当時価(即金)	
辻新兵衛	東京府日本橋区通油町				
町田徳之助	東京府浅草区浅草黒船町				

「新町紡績所ヲ東京府平民三越得右衛門ニ払下ヲ允許ス」より筆者が作成

至リテハ、自然彼ノ申出価格ノ高低ニ從フテ取捨セサルヲ得サルノ勢ニ傾キ、却テ能ク該事業ノ得失ヲ弁シ相応ノ資力ヲ有シ將來維持ニ堪ユヘキ合格者ヲ選抜スルノ支障ヲ惹クノ恐アリ。又況ヤ方今ノ世況ニ於ケル其公告ハ動モスレハ投機者ノ奇貨タラサルヲ保シ難キニ於テヤ。況ヤ今回ノ請願人ハ毫モ不適當ノ憾ナクシテ敢テ他ニ求ムルノ要ナキヤ。

最後の一文から窺えるように、本件では元々三越への払下げが既定路線であったと思われ、引用文は結局のところ「言い訳」であろうが、強いて解釈すれば、前回勝山らと星野らが価格・年賦条件競争に陥り、勝った星野らが結局資金を工面できなかったという反省をふまえていと取れる。

広告を行わなかったのに、なぜこの時期に三組もの出願があったのか、明確に語る史料は見当たらないが、後述する通り三越はこの時期事業展開上、新町を取得することが有利と思われる状況にあったので、まず三越が政府と交渉の上願書を提出し、その情報を得た岩崎作太郎が対抗して出願したものと推測しておく。若林七五郎・辻新兵衛・町田徳之助は、「今般愈々該紡績所御払下ケノ御詮議有之候趣伝承」したため出願したと願書に書いている。

岩崎は、明治十九年時点で群馬県内三位の輸出生糸荷主である。願書では「明治維新以前ヨリ久シク生糸商業相営ミ、業務追々拡張仕候ヨリ、前年又上州前橋ニ於テ坐練製糸場ヲ設ケ、専ラ製糸業ニ従事罷在候」と述べていて、成長しつつある商人であることが窺える。証人になっている原善三郎は前述の通り上毛物産会社に参加していた有力売込商である。評価額は比較的高いが、農商務省はその長期年賦を取

り上げて、ほとんど新町紡績所の純益金のみで年々の上納金を工面できるほどであり、「今ヤ民間争テ起業ヲ企図スルノ氣勢ニ係ル当世」において「頗ル不適切」と手厳しい。

若林・辻・町田の願書は、町田の前回の出願と似通った内容だが、<sup>(82)</sup><sup>(83)</sup>資本金十五万円で増殖を行うこと、払下げ代価は即金で支払うことなど、この時点で農商務省が評価する点を押さえている。しかし遅れて出願した彼らに勝ち目はなく、三越の出願と格別の差違はないが価格でやや劣り、かつ「財産上ノ信用ニ於イテモ三越ノ右ニ出ツル能ハサルベシ」と一蹴されてしまう。

評価額に関して、各出願者の提示額も安いのが、農商務省の固定資本価格見積も約七万二千円となっており、明治十四年時点の評価額十五万円の半額以下である。建物や機械に関しては「保存減価ヲ控除」したとあり、減価償却に近い計算が行われていたことが分かる。<sup>(84)</sup>三越や町田らが代金を即時上納するというのは、森有礼が「工場払下概則」に代わるものとして明治十九年中に作成したとされる「官有物払下方法」を意識していると思われる。「官有物払下方法」の要点は、広告を行い、資格を備えた者に入札させ、最も高値の者に払下げることであつたので、今回の手続に当てはまらない点が多いが、入札者の資格としては、払下金の半額以上（金額が巨額でない場合は全額とすることもある）を即納できること、即納金が十分でない場合は、残額を公債証書等によって上納できることが挙げられていた。<sup>(85)</sup>政府が最終的に回収する金額よりも、払受人の資力を重視する姿勢が見て取れる。三越が公債証書を用いた支払いを申し出るのも、「官有物払下方法」を意識してのことであろう。その方法についての記述は【表二】に引用しておいたが、当初の出願、追願、約定と進むにつれて意味が明瞭に

なり、現金三万五千円程度と同等であることが分かる。当初の出願の書き方は、ごまかしを含んでいると言える。

この点を大蔵省（大臣松方正義）の意見書も突いていて、これまで新町紡績所のために約二十四万円を費消し、現在価格も七万円余あるのに「僅々三万余円ノ金額ヲ以テ之ヲ払下ルカ如キハ頗ル不穩当」であり、「一般ノ競売ニ付スルニ於テハ他二三越某ニ優ルノ請求者ナキヲ期スヘカサルナリ」と主張する。また公債証書での上納は単に取扱上不便であるばかりだとも指摘した。

これに対する農商務省の反論は、競売に付せば価格を高騰させ、適切な払受人を選びにくくなる、また、三万四千余円の価格に対して、本工場の過去三年の収益平均は約百分の七だが、機械は十年前の輸入品で旧式であるし、増産を約束させるので余裕を持たせたい、というものだった。公債証書に関しては「請願人ノ願意ニ拠ルモノニテ全ク価格減殺ノ一方タルニ外ナラサルカ故ニ、取扱上不便トノ義ナレハ右公債証書ノ時価ニ照シ現金上納ノ義ハ敢テ差支コレ無シ」と、こだわりの見せない。

農商務大臣山県は大蔵省との協議について「払下ノ手順ニ至テハ結局両省協議難調ト認ムルカ故ニ本案直ニ提出ス」とし、大蔵省との合意に至らないまま内閣総理大臣伊藤博文に提出した。結局、農商務省の意見が無修正で貫徹し、六月二日に三越への引き渡しが実現する。

「従来著名ノ豪商ニシテ資産ノ饒カナルハ言フ俟タ」ず、「望ヲ将来ニ属シ相当ノ義務ヲ前途ニ負」うことが可能な三越に払下げる方針を、農商務省は強気で押し通した。ここには、払下価格を安く抑え、将来の拡張に期待をかけるという意図が見えるが、その一方で三越の財産や世間的な信用が極めて重視されていることは疑いがない。明治二十

年の新町払下げは、小林氏の段階区分では第二段階にあたるが、この段階は払受人の資力よりも経験や経営能力を重視する時期とされている。<sup>(86)</sup>後述するが三越は前年から工業分野に進出し始めたばかりで、経験よりも資力が評価されているのは間違いない、この点においても新町紡績所の払下げ過程は、小林氏の整理に当てはまらない事例であると言える。

## （二）三越・三井の事業展開

最後に、三越がなぜ新町の獲得を目指したのか考察したい。三越は願書の中で、出願の理由を以下のように述べる。

近年ニ至該糸（絹紡績糸―谷川註）需要ノ途大ニ開ケ、京都及桐生ニ於テ私店ノ留織機業ニ試供セシニ中以下ノ織物ニ頗ル適当セル〔中略〕今般旧来ノ呉服店エ西洋服販売ヲ開クニ際シ欧米諸国之商業取調トシテ手代二名ヲ派遣シ、専織モノニ改良計画中ニアリ、既ニ聞ク各国ニ於テテープル掛并窓懸等ニ使用スル糸ハ総テ紡績糸ヲ用ユルト云、又本邦現今之景況ヲ考ルニ家屋并ニ衣服トモ日ニ増改良ノ域ニ進ムノ勢〔後略〕

明治五年に三井家から分離された後、三越家は手代によって相続されてきたが、十六年に三井元之助の次男則兵衛が家督を継ぎ、さらに三越得右衛門を襲名し、三井家と三越家の関係を強化した。<sup>(87)</sup>得右衛門は明治十九年に東京棉商社（のちの鐘淵紡績）の社長となっており、新町紡績所の払受けも同時期の三越の積極策の一環であることが指摘されている。<sup>(88)</sup>また明治十九年十二月、得右衛門は三井銀行京都支店の浅

井文右衛門と共に、渋沢栄一などが主唱した京都織物会社の創立発起人に加わった。同社は明治二十年五月京都府で認可を受ける。株主には、三越得右衛門・浅井文右衛門の他、新町払受けの際に保証人になつていた三井銀行副長西邑席四郎、三井物産の益田孝もいた。<sup>(90)</sup>

同社は洋風織物の製造を目的とした会社で、ハンカチーフ等を主力製品とし、さらに窓掛、椅子張地、婦人洋服地などの生産を企図していた。<sup>(91)</sup>新町の払下願書にある「各国ニ於テテール掛并窓懸等二使用スル糸ハ総テ紡績糸ヲ用ユ」という言葉は、京都織物会社の事業を想起させる。実際、明治二十一年六月三十日時点で、同社は量にして一貫七百匁、金額にして四七円と少なくはあるが絹紡績糸を保有している<sup>(92)</sup>、二十四年十二月三十一日に保有している製品の中には「紡績緯綾」が含まれ<sup>(93)</sup>、絹紡績糸を原料とした製品と思われる。三越は京都織物会社の事業にかかわる中で絹紡績糸の有用性に気付き、自ら工場を保有することが事業上有利だと判断して、新町の払受けを目指したのだと考える。

なお三井銀行は明治十九年、官金取扱業務継続を許されず、普通銀行業務へ転換して、貸し出しを拡張するなど、積極的な改革を行った<sup>(94)</sup>。小林氏が作成された表から分かるように、三越得右衛門が三井銀行の西邑席四郎を保証人として新町を払受けしたのは、明治二十一年の三池炭鉱や二十六年の富岡製糸場よりも早く、三井による官業払受けの初めての例である。一般に三井の経営多角化の画期は三池炭鉱の払受けとされ<sup>(96)</sup>、失敗に終わったという工業化路線も二十七年頃からの中上川彦次郎の指導によるとされるが、三越が三井銀行と協力しつつ鐘淵紡績や京都織物会社に参画し、それらの関連事業として新町を払受けたことは、三井の財閥化を考えるうえで見直されるべきであろう。

## むすびにかえて

明治十三〜十四年の過程と、二十年の過程を比較すると、後者が大蔵省の反対はありつつも閣議案が提出されてから二週間、最初の願書が提出されてから二か月半で、農商務省と三越・三井の意思が貫徹する形で決着したのに対し、前者では農商務省伺いから指令まで二ヶ月半、払下広告からは実に八ヶ月を要している。農商務省の新設や政府中枢における対立がこれほど時間がかかる大きな要因であろうが、おそらくそれだけではない。

「工場払下概則」の下、広告を経て誰でも名乗りをあげられるシステムは、新町紡績所の場合、政府の直輸出奨励による刺激や、県会の開設に伴う豪農製糸リーダー層の相対的地位上昇がもたらした群馬県内対立が噴出する一つの口になってしまった。政府は対立する両者のいずれをも選ぶことができず、払下げは失敗した。政府が払下げ先の選定にあたり、生産者・商人間のローカルな政治状況に拘束された例として、本事例は興味深い。先行研究で言われていた、より高値で売ろうとする政府の意図は、存在したとしても副次的なものであったと考える。

一方明治二十年、実質的には三越・三井との個別交渉によって新町の払下げは決着したと見られる。三越・三井の事業上の意図については前述の通りであるが、山県有朋率いる農商務省が強力に三越・三井への払下げ方針を貫いたのはなぜであろうか。農商務省自身が語るころによれば、確実に資力のある者に払下げ、将来拡張もさせたいが、競売に付せばそれは困難になるということであつた。当時の農商務省



において十三、十四年の過程は、資力の十分でない者同士が争っていたずらに値を吊り上げてしまった結果の失敗という、本稿の立場から見れば不正確な形で記憶されていて、その失敗を繰り返さないための選択だったのかもしれない。しかし三越・三井と農商務省関係者がどのように交渉を行ったのか、本稿では明らかにすることができなかった。先に指摘した三井史上における新町紡績所の重要性を踏まえれば、この点は今後検討を進めなければならない。

## 註

- (1) 岩崎宏之「明治期殖産興業政策に関する一考察―新町屑糸紡績所について―」（芳賀幸四郎先生古稀記念論文編集委員会編『日本社会史研究』（笠間書院、一九八〇年）所収）。なお、本稿執筆にあたっては、温井眞一編『新町屑糸紡績所資料集』設立の経緯とその後の経営概観（よみがえれ！新町紡績所の会発行、二〇一五年）も参考にした。
- (2) 以上、「新町紡績所一覽表」（国立公文書館所蔵「明治二十年公文類聚 第十一編第四十四巻」、群馬県史編さん委員会『群馬県史 資料編二三 近代現代七』（群馬県、一九八五年）等が採録）
- (3) 小林正彬『日本の工業化と官業払下げ』（東洋経済新報社、一九七七年）一三一―一三五頁
- (4) 小林正彬「新町紡績所の払下げ」（『経済系 関東学院大学経済学研究論集』第一一九集、一九七九年三月）
- (5) 「上州新町屑糸紡績所払下ノ件」公文録・明治十四年・第百六十五巻・明治十四年八月・農商務省（第二）（国立公文書館、公3070100）。前掲『群馬県史 資料編二三』四六六―四八〇頁な

どに採録。

- (6) 小林前掲書 一〇三、一〇五頁。なお、明治十四年四月十四日時点では農務局の所管であったが（『明治前期勸農事蹟録 上巻』（農林省農務局、一九三九年）六九頁、前掲「上州新町屑糸紡績所払下ノ件」より、六月には工務局の所管とされている。
- (7) 公文録中の一件書類にも出願の概要をまとめた表が付してあるが、ここでは松本らの出願日を十二月二十六日としている。これは、おそらくは農商務省の書類作成担当者が間違えたのであろう。
- (8) きびそ。繭のうち、生糸として不適当な部分を取り出して乾燥させたものを言う。（『日本国語大辞典』）
- (9) でがらまゆ。蛹が蛾になった後の孔が開いた繭。（『日本国語大辞典』）
- (10) 小林前掲書 一三二頁
- (11) 小林前掲論文 五七頁
- (12) 浅野俊光「原六郎」（『日本大百科全書』）
- (13) 齋藤正「明治初期の官業と民業（二）―民業論に関する一考察―」（『成城大学経済研究』（十六）一九六二年）四五頁
- (14) 渋谷隆一編『都道府県別資産家地主総覧 東京編三』（日本図書センター、一九八八年）一三五頁
- (15) 明治十二年七月付、群馬県の調査書類と思われる「大渡製糸場創立年月并事業沿革ノ概略」は、大渡製糸場の所有者である勝山宗三郎について、  
繭ノ買入等ニ於ル勸農局所轄富岡・新町ノ両工場ノ御用ヲ承ル、毎年強テ不都合ノ聞ヘ無之、繭并ニ屑物商（即チ出穀繭・熨斗糸・キビソ等売買商ヲ云フ）中ニ於テモ着実営業家ノ模範ニモ

相成候程、名声ヲ得候者ニ有之候

と述べている。(『群馬県史 資料編二三』二八一頁。原史料は群馬県立文書館所蔵、県庁文書「明治十二年七月 皇太后宮伊香保行啓書類第一」)

(16) 小林氏がこの史料について「松本源五郎が不適格である理由を眉糸を扱っていただけで一会社を立てて払下げようとしたにすぎないとしている」(小林前掲論文 五四頁)と書いているのは誤読であらう。

(17) 「新町紡績所ヲ東京府平民三越得右衛門ニ払下ヲ允許ス」公文類聚・第十一編・明治二十年・第四十四卷・民業門三・工事(請求番号：類00331100 件名番号：012) 付属文書

(18) 願人宮崎有敬、保証人松本源五郎による、「新町眉糸紡績所御貸与ノ儀ニ付願書」は『群馬県史』に採録されている。(前掲『群馬県史 資料編二三』四八五～四八六頁、勢多郡黒保根村水沼 星野愷氏所蔵文書)

(19) 鈴木淳「官営工場と民間工場」(明治維新史学会編『講座 明治維新八 明治維新の経済過程』(有志舎、二〇一三年) 所収) 一五八頁

(20) 小林氏は、官業払下げの全過程を、第一段階(「工場払下げ規則」制定⇨明治十三年十一月五日以降、政府資金の回収を第一の狙いとし、払下条件は厳しい)、第二段階(鉦山払下げ決定⇨明治十七年七月五日以降、多くは無利息・長期年賦で、「事業継続可能者」への指名)、第三段階(「三池鉦山払下規則」制定⇨明治二十一年四月二十一日以降、黒字鉦山中心で、払下条件は厳しく、三井・三菱が受ける)の三段階に分けて整理している(小林前掲

書 第五章参照)。これは大まかな傾向を述べたもので、各時期には当然例外も存在することは承知しているし、この枠組み全体に異を唱える用意は筆者にはない。ただ、新町紡績所の払下げに関して、小林氏の枠組みに収まらない要素が重要であったと考えている。

(21) 小林氏は同論文六四頁で「生糸製造業者を金融によって支配しつつ原料を確保し、同時に長男(新井領一郎・谷川註)をニューヨークの直輸出会社支店長としてもっている新井糸作(「糸作」カー同上)のグループ(松本源五郎)は、生産、流通面でもっとも払受けに適格な者と判定できるのではないか。ところが、農商務省の判断も本来の官業の民業移転という払下げの形態よりも、わずかばかりよい条件を出した勝山宗三郎を選んだという点で、せっかくの民業移管のチャンスを自ら潰した。」とも述べており、勝山への評価が揺れているように思われる。本節で述べた通り、新町への原料納入、製造、販売の過程に最も深く関与してきたのは勝山であったし、次節で述べるように資力も新井・松本らのグループより豊かであったと推測できる。

(22) 小林前掲論文 六五頁

(23) 「新町紡績所官業資金繰替貸ノ件」公文録・明治十四年・第六十九卷・明治十四年十月・農商務省(国立公文書館蔵、公03074100)

(24) 『横浜市史 第三卷上』(横浜市、一九六一年)

(25) 差波重紀子「初期輸出向け生糸の品質管理問題―群馬県における座練製糸改良と器械製糸―」(『史学雑誌』一〇五(一〇)、一九九六年) 四三頁

- (26) 前掲「大渡製糸場創立年月并事業沿革ノ概略」(『群馬県史 資料編二三』二八一頁)
- (27) 『前橋市史 第四卷』(前橋市、一九七八年) 一二〜二六頁
- (28) 『上毛繭糸改良会社沿革誌』(上毛繭糸改良会社、一九九一年) 四七〜五三頁
- (29) 「系策」とも書くようである。新井家は下田沢村の豪農だが、系作は繭や生糸の買付けに従事していた。(阪田安雄『明治日米貿易事始―直輸の志士・新井領一郎とその時代―』(東京堂出版、一九九六年) 一五三頁)
- (30) 前掲『上毛繭糸改良会社沿革誌』一五〜一六頁
- (31) 同上二六頁
- (32) 「上毛繭糸改良会社実況」(『群馬県史 資料編二三』四二二頁)
- (33) 前掲『上毛繭糸改良会社沿革誌』二七〜四七頁
- (34) 同上四七〜五三頁
- (35) 「上毛物産会社創立仮趣意書」「上毛物産会社第一回半期實際考課状」(『群馬県史 資料編二四』七三七〜七四四頁、吾妻郡吾妻町三島 高橋重郎氏所蔵文書)
- (36) 勝山憲夫氏述「前橋の旧家勝山家について」(『前橋覚え書 第四集』旧い前橋を語る会、一九七一年九月十八日例会) 七頁
- (37) 詳細は不明だが、明治十三年中に貿易商会(十三年、岩崎弥太郎・福沢諭吉が主唱し、大隈重信の賛同を得て設立)に委託して米国に直輸出を行っている。(『横浜市史 第三卷上』六六九頁、六四七頁)
- (38) 『群馬県蚕糸業史 上巻』(群馬県蚕糸業協会、一九五五年) 六三四頁によれば、代々の生糸商人で開港と同時に海外貿易に志し、巨利を得た。同書は生糸売込問屋橋本屋弥兵衛と同一人物である可能性を指摘している。
- (39) 『群馬県史 資料編二四』七四一〜七四四頁
- (40) 『豊橋市史 第三卷』(豊橋市、一九八三年) 七五〇〜七五七頁
- (41) 明治十三年九月に定款と役員(星野長太郎、勝山宗三郎、深沢雄象、宮崎有敬など)を決定し、同年十二月、富岡製糸場を辞した速水堅曹が社長に就いて開業する。フランスリヨンに支店を置き、米国にも佐藤組との協力の下、新井領一郎が管理する支店を置いた。(『横浜市史 第三卷上』、六四六〜六四七頁)
- (42) 藤井光男・藤井治枝「一八八〇年代の蚕糸金融について―上毛繭糸改良会社を中心に―」(『土地制度史学』四(一)、一九六一年) 三五頁
- (43) 前掲「上毛繭糸改良会社実況」四一四頁。
- (44) 同上
- (45) 前掲藤井論文 三四頁など
- (46) 勝山源三郎の姉かくが、星野長太郎の妻であった。(前掲「前橋の旧家勝山家について」七頁)
- (47) 前掲差波論文 四六頁
- (48) 荒井悦郎「同伸会社と初期直輸出」(『社会経済史学』四三(三)、一九七七年) 八一頁
- (49) 前掲差波論文
- (50) 前掲「上毛物産会社創立仮趣意書」
- (51) 元伊勢崎藩の御用商人で、維新後伊勢崎藩権大属、群馬県十一等出仕を経て、勸農租税係として内務省勸農寮に勤めた。(『群馬県議会議史 第一卷』(群馬県議会、一九五一年) 二二三頁)

- (52) 九歳の時に実父が亡くなり、叔父で長太郎や新井領一郎の実父である星野弥平に養育された。(前掲『群馬県議会史 第一巻』二二七頁、阪田前掲書一五三頁)
- (53) 前掲『群馬県議会史 第一巻』二六九、三三一頁
- (54) 「県会議案日誌 明治十三年五月三日ヨリ 世良田村戸長役場」(『群馬県々々傍聴録』東京大学法学部研究室図書蔵)
- (55) 前掲「県会議案日誌」、前掲『群馬県議会史 第一巻』三七七頁
- (56) 前掲『群馬県議会史 第一巻』四五〇～四五二頁
- (57) 『群馬県史 通史編八』(群馬県、一九八九年)一九六～一九七頁
- (58) 前掲『群馬県議会史 第一巻』四五〇～四五二頁
- (59) 前掲『群馬県史 通史編八』一九六～一九七頁
- (60) 『朝野新聞』一八七九年五月十七日、第三面「木馬日録」欄
- (61) 前掲『上毛繭糸改良会社沿革誌』一〇頁、十六頁
- (62) 同上 三一頁、四二頁
- (63) 小林前掲書 一三三頁
- (64) 前掲『横浜市史』六一九、六三三頁
- (65) 同上 七一三頁
- (66) 上山和雄「農商務省の設立とその政策展開」(『社会経済史学』四一(三)、一九七五年)五四頁
- (67) 小林前掲書 二九七頁
- (68) 「職員録・明治十四年八、九月・職員録(農商務省)改」(国立公文書館、職A 00271100)には名前が見えないが、「職員録・明治十五年二月・職員録(農商務省)改」(同、職A 00313100)では書記局大書記官になっている。
- (69) 宮内庁『明治天皇紀 第五』(吉川弘文館、一九七一年)四一七～四一八頁
- (70) 宮地英敏「北海道開拓使官有物払下げ事件についての再検討―誰が情報をリークしたのか―」(『経済学研究』(九州大学経済学会)第八十巻、第五・六号合冊、二〇一四年)一八二頁
- (71) 渡辺幾治郎『大隈重信』(大隈重信刊行会、一九五二年)一三六～一三七頁
- (72) 明治十三年三月時点。中村尚美『大隈財政の研究』(校倉書房、一九六八年)二一八頁
- (73) 宮地英敏「初期農商務省の政策対立」(『歴史と経済』四六(三)、二〇〇四年)三九頁は、松方正義蔵相が大隈の直輸出荷為替制度を継続したことを指摘する。
- (74) 岡本幸雄「官宮新町紡績所払下げ関係史料―三井(三越得右衛門)への払下げについて―」(『西南学院大学商学論集』四〇(四)一九九四年)は「はしがき」で、「(三越や岩崎から出願があったが―谷川註)結果的に資力、信用、経営の維持・将来性において三越得右衛門への払下げの決定をみたものである」と簡潔に記している。おおむね異存はないが、「結果的に」ではなく、三越への払下げは既定路線であった点を重視したい。
- (75) 前掲『群馬県蚕糸業史』六七九頁
- (76) 「鹿皮」(そひ)とはあらい皮、ざらざらした皮を言う(『日本国語大辞典』。「繭ノ鹿皮糸」は、ここでは生皮芋のようなものを指すと考えた。
- (77) 「宮崎有敬日記」(『群馬県史』資料編(三) 四二七頁

- (78) 鈴木前掲論文 一五三頁
- (79) 高橋周楨『近世上毛偉人伝』(成功堂、一八九三年) 一一八頁
- (80) 前掲「新町紡績所ヲ東京府平民三越得右衛門ニ払下ヲ允許ス」。  
以下、この史料に基づく記述には特に註をつけない。
- (81) 前掲『群馬県史 通史編八』一九六頁
- (82) 大正五年調査『東京資産家録』に材木及会社社員として掲載されている。(前掲『資産家地主総覧 東京編一』所収、三〇九頁)
- (83) 明治三十一年版『日本商工人名録第二版』(い甲ノ五五頁)に糸間屋として掲載されている(『資産家地主総覧 東京編三』所収、三七頁)。
- (84) 鈴木氏は前掲論文一五八頁において、明治十三年段階で減価償却の概念がなく、興業費を全額回収する想定で払下価格が設定される背景としてインフレの存在を指摘していて、紙幣価値が回復している明治二十年段階で減価償却が導入される事実と整合的である。
- (85) 小林前掲書 一五三頁
- (86) 同上 一四〇頁
- (87) 安岡重明『財閥形成史の研究 増補版』(ミネルヴァ書房、一九九八年) 三四三頁
- (88) 粕谷誠『豪商の明治―三井家業再編過程の分析―』(名古屋大学出版会、二〇〇二年) 二八〇頁。また、矢倉伸太郎「明治期綿紡績企業の経営―形成期鐘淵紡績会社の場合―」(『経済経営研究』第三八号、一九八八年) 二九八頁
- (89) 「京都織物会社創立手続書」(公益財団法人三井文庫所蔵、三井家記録文書、請求記号…追/七八七/一)
- (90) 『京都織物株式会社五十年史』(ゆまに書房、一九九九年) 七六頁
- (91) 同上 九六、一二四頁
- (92) 同上 八二頁
- (93) 同上 一三五頁
- (94) 小林前掲書 三六九頁。また『三井事業史 本編第二卷』(三井文庫、一九八〇年) 三四一―三四五頁
- (95) 小林前掲書 一三八頁
- (96) たとえば小林前掲書 三六九頁
- (97) 『史料が語る三井の歩み』(三井文庫、二〇一五年) 七二頁など。中上川は、明治二十四年に三井銀行理事として三井入りした(同書 五九頁)。
- (98) 農商務大臣谷干城は明治十九年二月から二十年六月にかけて欧州視察を行い、内務大臣であった山県が農商務大臣を兼任した(「内務大臣兼農商務大臣伯爵山県有朋兼官被免ノ件」国立公文書館蔵、任A00151100)。新町の三越への引き渡しを完了したのは山県が兼任を解かれる直前の二十年六月である。